（表示義務に関する経過措置）

第八条　法の施行の際現に前払式支払手段の利用者に対し交付されている書面その他の物であって前払式支払手段と一体となっているものに金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）又は物品若しくは役務の数量の記録を加算することにより行われる前払式支払手段の発行については、法第十三条第一項の規定は、適用しない。

（法施行前における資金移動業者の登録を受けるための準備行為）

第九条　法第三十七条の登録を受けようとする者は、法の施行前においても、法第三十八条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（法施行前における認定資金決済事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第十条　法第八十七条の認定を受けようとする者は、法の施行前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（指定紛争解決機関に関する経過措置）

第十一条　平成二十五年九月二十九日までの間における第二十四条及び第二十六条の規定の適用については、第二十四条中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、第二十六条中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

（預金保険法施行令の一部改正）

第十二条　預金保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「受益証券」の下に「及び信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第一項に規定する受益証券」を加え、同条第八号中「受益権」の下に「又は信託法に規定する受益証券発行信託の受益権」を加える。

第十四条の八中「次に掲げる取引」の下に「（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十二条に規定する資金清算業の適切な遂行を確保するための措置その他これに準ずる措置により当該取引に係る債務の履行の確保が図られているものとして機構が適当であると認めるものを除く。）」を加える。

第三十三条中「（平成十八年法律第百八号）」を削る。

（農水産業協同組合貯金保険法施行令の一部改正）

第十三条　農水産業協同組合貯金保険法施行令の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「受益証券」の下に「及び信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第一項に規定する受益証券」を加え、同条第八号中「受益権」の下に「又は信託法に規定する受益証券発行信託の受益権」を加える。

第二十三条の二中「次に掲げる取引」の下に「（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十二条に規定する資金清算業の適切な遂行を確保するための措置その他これに準ずる措置により当該取引に係る債務の履行の確保が図られているものとして機構が適当であると認めるものを除く。）」を加える。

第四十一条中「（平成十八年法律第百八号）」を削る。

（外国為替令の一部改正）

第十四条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第二項中「銀行等」の下に「又は資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者」を加える。

（対内直接投資等に関する政令の一部改正）

第十五条　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項に次の一号を加える。

七　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業

（保険業法施行令の一部改正）

第十六条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「同条第二項各号」を「同条第二項第一号、第二号及び第五号」に改め、同条第二号中「の規定により担保付社債に関する信託事業」を「（免許）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定の適用については、相互会社を同法第三十七条（資金移動業者の登録）の登録を受けることができる株式会社とみなす。

第三十七条の四の五中「、前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）」を削り、「及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）」を「、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）」に、「第一条の二第十四号」を「第一条の二第十号」に改め、「、前払式証票の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号」を削り、「並びに株式会社日本政策金融公庫法施行令第十一条及び第十三条」を「、株式会社日本政策金融公庫法施行令第十一条及び第十三条並びに資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者

第三条中「又は貯金の口座」を「若しくは貯金の口座又は勘定」に、「開設される」を「開設され、又は設定される」に、「開設されている」を「開設され、又は設定されている」に改め、「当該口座」の下に「又は勘定」を加える。

第七条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「払出し」の下に「又は勘定の残高の払戻し」を加える。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十八条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百号を次のように改める。

三百	削除

本則に次の一号を加える。

四百二十五	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　施行日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実（以下この条において「犯罪行為の事実等」という。）並びに法附則第三十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後の犯罪行為の事実等については、前条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第三百号の規定にかかわらず、なお従前の例による。